

緊急事態宣言解除後の西東京市公共施設再開の流れ

※状況により再開時期が前後する場合があります
令和2年5月26日 西東京市対策本部決定

資料2

西東京市における施設利用の「新ルール」適用

東京都
STEP 1
5月26日

東京都
STEP 2

東京都
STEP 3

再開の時期	施設分類
(緊急事態宣言解除) ① 感染対策を講じつつ、解除後、すみやかに再開	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館（貸出サービスのみ） ・公園（ボール広場・複合遊具） ・各種会議室・多目的室（市庁舎・公民館施設除く。）用途 会議・打合せ等に限る。 ※施設により6月以降の再開あり
(感染小康期) ② 解除後、おおむね1週間程度経過後に再開	<ul style="list-style-type: none"> ・文化施設（ホール等の一部） ・スポーツ施設（プール、トレーニング室等は民間スポーツジム再開時まで休止） ・図書館（制限付開館） ・公民館（制限付開館）
(収束期) ③ 解除後、おおむね2週間から3週間程度経過後に再開	<ul style="list-style-type: none"> ・学校（校庭） ・高齢者施設（創作活動等）
(収束中) ④ 解除後、おおむね4週間程度経過後に再開	<ul style="list-style-type: none"> ・学校（体育館等） ・多目的室（運動系活動）
(収束中) ⑤ 解除後、当面の間「休止」⇒再開	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設（運動系活動） ・障害者施設（会議等以外の用途） ・調理室・入浴施設 ・多目的室（コーラス・カラオケ等）

再度の流行

適切な感染予防策を講じた上で、「全面開館」